

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行		改 正 案	
項 目	頁	項 目	頁
II-3-9 本人確認、疑わしい取引の届出義務		II-3-9 取引時確認、疑わしい取引の届出義務	
(中略)		(中略)	
II-3-9 本人確認、疑わしい取引の届出		II-3-9 取引時確認、疑わしい取引の届出	
II-3-9-1 意義		II-3-9-1 意義	
<p>保険会社が本人確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。</p>		<p>保険会社が取引時確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。<u>また、FATF勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</u></p>	
II-3-9-2 管理体制		II-3-9-2 主な着眼点	
<p>保険契約の不正利用について、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」による本人確認、及び疑わしい取引の届出が適切になされる等内部管理体制が構築されているか。</p>		<p>(1) 保険契約の不正利用について、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出が適切になされる等内部管理体制が構築されているか。  <u>また、以下のような、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢を整備しているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u></p>	
		① 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になり	

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>II-3-9-3 監督手法・対応</p>	<p>すましている疑いがある場合における当該取引</p> <p>② <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p>③ <u>犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p>(2) <u>海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>① <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同様に、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</u></p> <p>(注) 特に、FATF 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同様の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② <u>現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</u></p> <p>③ <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同様の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当該国・地域</u></li> <li>・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u></li> <li>・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u></li> </ul> <p>II-3-9-3 監督手法・対応</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>本人確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p>